⑹　2,000kHz以下の周波数の電波を使用する移動しない無線局で接地型の空中線を使用するものの場合又はＩＬＳの無線設備若しくはＶＯＲを使用する無線局の場合はその設置方法を記載し、構成が複雑なため記載が困難な場合はその接地方法は添付図面のとおりである旨を記載して接地方法を無線設備系統図等に記載すること。

［⑺　略］

18　18の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

19　19の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

20　20の欄は、添付図面として、無線設備系統図、電源系統図及び敷地平面図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、15の欄において「―」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。また、当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面の場合は、21の欄にその旨を記載し、図面の添付を省略することができる。なお､添付図面の記載は、次によること。

［⑴　略］

⑵　電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること（航空局の場合に限る。）。

⑶　敷地平面図は、空中線及び局舎付近について記載すること（航空局（移動する航空局を除く。）の場合に限る。）。

21　21の欄は、第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条の２第６項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の３第１項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

［削る］

22　23の欄は、次によること。

［⑴～⑸　略］

⑹　2,000kHz以下の周波数の電波を使用する移動しない無線局で接地型の空中線を使用するものの場合又はＩＬＳの無線設備若しくはＶＯＲを使用する無線局の場合は、その設置方法を記載し、構成が複雑なため記載が困難な場合は、その接地方法は添付図面のとおりである旨を記載して接地方法を無線設備系統図等に記載すること。

［⑺　同左］

19　17の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

20　18の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

21　19の欄は、添付図面として添付する図面の□にレ印を付けること。ただし、14の欄において「―」を記載した場合は、無線設備系統図の添付を要しない。また、当該無線局の他の装置に係る図面と同一である図面の場合は、20の欄にその旨を記載し、図面の添付を省略することができる。なお、添付図面の記載は、次によること。

［⑴　同左］

⑵　電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること（航空局に限る。）。

⑶　敷地平面図は、空中線及び局舎付近について記載すること（航空局（移動する航空局を除く。）に限る。）。

［新設］

22　20の欄は、次によること。

⑴　第15条の２又は第15条の３第１項（同条第２項、第16条第５項及び第25条第３項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号により明示すること。

⑵　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

23　22の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

［⑴～⑸　同左］